EPLANNER'S NO

定拠出年金(個人型 用できる方が増えました。



久保 信

makoto kubo ライフプランナー

長崎ライフプランナーセンター第2支社 〒850-0033 長崎市万才町3-5 朝日長崎ビル9F

Tel Fax 095-825-2319

095-825-2329 090-9575-9947

携帯電話 e-mail

makoto_kubo@sonylife.co.jp

AFP

ファイナンシャルプランナー

注目を集めています(図

税制上の優遇措置は、3つあります。まずひと

合わせください

銀行代理業取扱資格者(所属銀行:ソニー銀行)

専業

ライフプランナー通

この場をお借りしてお客様をご紹介いたします。 今回は『武雄・嬉野メルヘン村』社長の竹内さんです。 花とリスをテーマにした森の遊園地で1992年より開業。 動物たちにエサをあげたり、色んな遊具で遊んだりと一日 中飽きずに楽しめる小さなお子様なら大喜び間違いなし、 行楽日和おすすめのスポットです。

佐賀県武雄市西川登町大字神六20040番地 定休日なし 入場料: 大人1,100円 子供700円 2才以下無料。 ※今回、社長のご厚意で半額入村券100名様分をいただい ております。ご希望の方はぜひ私までご連絡ください。

主婦や公務員の方なども加入できるようになっ 用実績によって異なるのが特徴です。 ますが、将来受け取る年金(または一時金)額は ですか? 仕組は、自分で拠出した一定の掛金を、 ために加入する私的年金のひとつです。基本的な んだ金融商品で運用し、 時金で受け取るというものです。投資信託に加 2017年1月から、このiDeCoに i De Coは、 定期預金などの元本確保型商品でも運用でき 税制上の優遇措置も多いことから 公的年金の上乗せとして老後の 60歳以降に年金もしくは 自分で選

(個人型)」

新聞等で取り上げられている「確定拠出年金

(愛称ⅰDeCo: イデコ)をご存じ

図:加入できる対象者の拡大と税制上の優遇措置

新たに広がるiDeCoの加入対象者

2016年まで

2017年1月以降

自営業者など 企業年金等がない会社員

専業主婦など

公 释旨。 私学共済加入者 企業年金等*1に 加入している 会社員

3つの税制優遇措置について

拠出時 掛金が全額所得控除 運用時

給付時

運用益が非課税

老齢給付金受取時に 控除がある*2

*1 企業年金等とは確定拠出年金(企業型)、確定給付企業年金等。確定拠出年金(企業 型)を実施している企業は、確定拠出年金(企業型)規約で確定拠出年金(個人型)へ の加入を認めている場合のみ加入が可能

*2 一時金は「退職所得控除」、年金は「公的年金等控除」

つ目は、 できない、運用の結果次第では元本割れのリス は退職所得控除の対象となります。 場合は公的年金等控除、一時金で受け取る場 得控除が受けられる」こと。年金として受け取る 3つ目のポイントは ことです。このため所得税や住民税が軽減され このように、税制上の優遇措置のある制 DeCoではこの収益が非課税となります。 いてご検討の際は、 必要など、注意点もあります。iDeCoに が、原則として60歳未満での中途引き出しが 。2つ目は、 利息や運用益には税金がかかりますが、 「掛金は全額が所得控除の対象」となる 「運用益が非課税」であること。 「老齢給付金の受取時に所 、口座管理に関する手数料 いつでもお気軽にお問 度で

10 | S'tyle